

論点整理表【仙台南部地区特別支援学校整備事業】

部会審議内容(第1回部会:平成30年7月18日)	
委員からの質問・意見	県の回答・説明
I 事業の概要	
①調書2ページに「知的障害特別支援学校の小・中学部の児童生徒数は、ほぼ横ばいで推移」との記載があるが、5ページには「今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通し」との記載がある。その違いは。【京谷委員】	特別支援学校に在籍する児童生徒数は横ばいの見通しであるが、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加する見通しである。【特別支援教育課】
②知的障害のある児童生徒数が減少に転じるのは、いつ頃の見込みか。【京谷委員】	91ページ図2記載のとおり平成36年をピークとして、緩やかに減少する見込みである。【特別支援教育課】
③91ページ図2の高等部の数字は、小・中学校の特別支援学級の部分も考慮しているということによるのか。【京谷委員】	そのとおりである。【特別支援教育課】
④平成36年の児童生徒数ピーク後の新設校の充足率はどうか。児童生徒数が減った場合の運用の見通しはあるか。【板委員】	平成45年度までしか将来推計がないが、建設後は40～50年間利用する。ピーク後は、その時の需要に応じて、他の特別支援学校の改修等の状況も踏まえ、判断することになる。【特別支援教育課】
⑤大規模事業だけ取り出して議論するのではなく、廃校のリノベーションによる活用等といったようなファシリティマネジメントはどうか。【小野田委員】	仙台圏域における対応として空き教室や廃校を利用した分校整備も進めているが、窓の高さ等施設が小学生向けであり、高等部の生徒へ対応できない。今後、県立高校の空き教室も発生すると思うが、仙台市内・仙台近郊では生徒数は減らず、空き教室が発生しないため、今回の新設を提案させていただいた。【特別支援教育課】
⑥個別単独の事業説明となっているが、マスタープランはどうか。【小野田委員】	附属資料6「宮城県特別支援教育将来構想」がその位置づけである。特別支援教育は学校だけでなく学級もある。児童生徒が欲している教育的ニーズにあった学校を選び、教育を行っている。教員の質の向上や特別支援学校の教員が特別支援学級へアドバイスを行うなどのセンター的機能の取組もあり、様々な学校種で特別支援教育を展開していく。 しかし、現状は特別支援学校の児童生徒が増加し、プレハブや会議室を教室として利用して対応しており、分校整備も進めているが、これ以上定員超過の状態となれば、事故が発生する可能性もあるため、まず一気に解決する必要があるため、新設に先行して取り組む。 【特別支援教育課】
⑦調書6ページに記載があるが、高等学園不合格者の受け皿は。【京谷委員】	二次募集を行う支援学校に進学するほか、私立高校や通信制高校に進学する子もいる。【特別支援教育課】
II 事業内容	
①寄宿舎も整備予定であるが、県内全域の児童生徒が対象か。【佐藤委員】	小・中学部、高等部（普通科）は、近隣学区からスクールバスでの通学を想定しており、高等部（産業技術科）は県内全域を対象としている。【特別支援教育課】
III 事業費	
-	
IV 評価結果 1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。(規則第1号関連)	
①高等部が不足しており、産業技術科を秋保に設置することは理解できるが、小・中学部を設置する意義が薄いと感ずる。【飛松委員】	重複障害により医療的ケアが必要な子どもが増加しており、そのような児童生徒は、小中学校ではなく、特別支援学級を選ぶ率が高い。今後急激な伸びはないが、需要は相当数ある。【特別支援教育課】

部会審議内容(第1回部会:平成30年7月18日)	
委員からの質問・意見	県の回答・説明
IV評価結果 2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(規則第2号関連)	
—	
IV評価結果 3. 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(規則第3号関連)	
—	
IV評価結果 4. 事業の手法が適切であるかどうか。(規則第4号関連)	
—	
IV評価結果 5. 事業の実施場所が適切であるかどうか。(規則第5号関連)	
①職業教育を行う上で、本事業予定地のような不便な場所ではなく街場の方がよいのではないかと。【小野田委員】	事業予定地周辺には温泉旅館やホテルが多く、そこでは掃除や調理補助などといった軽い知的障害のある人も働ける業務が多くある場所であり、旅館やホテルの人手不足も相まって、実習先・就職先を確保できる有利な地域であると考えます。【特別支援教育課】
②事業実施場所の判断について、産業技術科以外には不便ではないかと。他の候補地の検討もあったのか。【平野委員】 調書に記載願いたい。【平野委員】	仙台圏域にある光明、小松島、利府の特別支援学校は北部に位置し、南部にあるのは名取特別支援学校のみである。事業予定地は、住宅地の多い地域からの通学時間も短い。 他の複数候補地も検討したが、敷地の広さや通学時間を勘案し、今回の事業予定地に決定した。【特別支援教育課】
③2校に分割し、産業技術科以外は街場でもよかったのではないかと。【平野委員】	特別支援学校はスクールバスで通学することから、街場のメリットは少ないと考えます。【特別支援教育課】
IV評価結果 6. 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(規則第6号関連)	
①民間との連携実績は。【京谷委員】	県内の高等学園から秋保のホテルに就職した実績がある。【特別支援教育課】
②農福連携はあるか。【京谷委員】	県農林水産部や農業法人から実習受入の声がけがある。【特別支援教育課】
③地域の連携実績、県内の就職先と人数が分かる資料を提供願いたい。【京谷委員】	承知した。【特別支援教育課】
IV評価結果 7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(規則第7号関連)	
—	
IV評価結果 8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。	
—	
IV評価結果 9. 事業の経費が適切であるかどうか。(規則第8号関連)	
—	
<部会での審議論点まとめ:奥村部会長>	
<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術科の場所は適当と考えられる。 ・小・中学部は、南部に学校が不足していること、バス通学により対応できること、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校跡地ということも考慮し、事業実施は妥当と考える。 ・小・中学部と高等部のつながり、就職実績や地域企業との連携については、次回追加説明をお願いする。 	